

令和3年8月17日
医学系研究科大学院委員会承認

学位申請者が感染流行地に居住する場合の審査委員会開催方法についての
申し合わせ

○開催方法の判断について

審査委員会の開催方法については、原則、対面での実施とするが、審査委員会委員が特例としてやむを得ないと認める場合はオンラインでの実施を可能とする。

●特例となる例

学位申請者が新型コロナ感染により自宅療養をしている等、来学することが困難であり、9月修了希望者や特例申請者等、審査委員会開催可能期間が短く、審査委員会をオンラインで実施しなければ修了時期を延期せざるを得ない場合。

○対面にて行う場合

対面にて行う場合は、本学米子キャンパスへ移動する前日、又は審査委員会前日にPCR検査を実施し、陰性結果を受けた後、審査委員会に出席を可能とする。

なお、審査会場では学位申請者の前に衝立を立てるなど、感染対策に努める。

○オンラインで行う場合

オンラインにて行う場合は、原則としてオープンアクセス形式とはせず、会場を確保し、審査会場と学位申請者をオンラインで繋ぐ形式で行うこととする。